

和歌山県医療勤務環境改善 支援センター便り

Vol. **06**
2019年7月号

助成金

「時間外労働等改善助成金」 問合わせ先：和歌山労働局雇用環境・均等室 073-488-1170

中小企業（※1）・小規模事業者が時間外労働の上限規制等について円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業主に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

（※1）医療法人に関する中小企業の範囲は、以下のとおりです。

①出資持分のある医療法人

下記のどちらかに当てはまる場合は、中小企業に該当します。

- 出資の総額が **5,000万円以下**
- 常時使用する労働者数が **100人以下**

②その他の医療法人

- 常時使用する労働者数で判断します。
- 常時使用する労働者数が100人以下である場合は、中小企業に該当します。

助成金利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、和歌山労働局雇用環境・均等室に提出



交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施



労働局に支給申請

支給対象となる取組み（各コース共通）

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※2）
- ② 労働者に対する研修（※2）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器等の導入・更新（※3）
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新（※3）
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新など（※3）

（※2）研修には、業務研修も含まれます。

（※3）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象になりません



時間外労働上限設定コース

○対象事業主

平成29年度又は平成30年度において、月45時間又は年間360時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も含む）がいること。

○成果目標

令和元年度又は令和2年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届け出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

○支給額

「成果目標」の達成状況に応じて支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給

詳細は

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000498227.pdf>

勤務間インターバル導入コース

○対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主であること。

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

○成果目標

- ① に該当：新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- ② に該当：対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- ③ に該当：所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

○支給額

「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給

詳細は

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000498203.pdf>



日本年金機構に提出する書類の簡素化！

1. 届出等における添付書類(賃金台帳、出勤簿等の写し)の廃止

- ①資格喪失届及び被保険者報酬月額変更届の受付年月日より60日以上さかのぼる場合
- ②標準報酬月額を大幅(5等級以上)に引き下げる場合

2. 署名・押印等の取扱い

事業主において、申請者本人が当該届出を提出する意思を確認した旨を各届出書の備考欄に記載することにより、申請者署名欄の本人署名又は押印を省略

また、電子申請及び電子媒体による申請においては、委任状を省略

- ・被保険者生年月日訂正届
- ・被扶養者(異動)届・第3号被保険者関係届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例の申出を行う場合)
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例の終了する場合)



令和元年度被扶養者資格再確認業務の実施について



高齢者医療制度への拠出金及び保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない被扶養者の方による無資格受診の防止を図ることを目的として、9月から10月にかけて事業主に対して被扶養者状況リスト等が送付され、被扶養者資格の再確認が実施されます。

(提出期限は令和元年11月20日頃予定)

本年度は、過去に確認していない18歳未満の者を含めた全被扶養者が対象となります。



労務管理のポイント(年次有給休暇編) 改正労基法 疑義照会・応答事例より

Q: 時季指定で付与した職員が、指定付与日までに自己都合で退職などし、退職日までに全ての指定付与日が到来しない場合、退職申出から退職日までの間に新たに時季指定を行う必要があるか？

A: 年5日の年次有給休暇を実際に取得させることを要するものであり、職員の意見を(再)聴取した上で退職日までに5日の年次有給休暇を取得してもらうことが原則となっています。

退職する職員さんにも義務が生じますので、注意が必要です。



アドバイザー日記

母が土曜日の午後転倒し、大丈夫といいながら、翌朝、「やっぱり痛い」とのこと。救急センター(24時間体制)に電話し、整形の医師が当直している病院を紹介してもらい、すぐ車で走りました。

看護師さんが問診等を、当直医(女性)の先生が笑顔で診察してくれました。レントゲン室に行くと技師さんが待っていてくださり、すぐ撮影してもらえたときは、連携のよさに感動しました。

先生は「骨折はしていませんが、十分注意するように」とわかりやすい文章を作成してくれました。

最後にお薬の説明を受けて帰るとき、「転倒には気を付けて下さいね。」と看護師さんがやさしく声をかけてくれ、病院を出るとき、ほっとした気持ちと病院のありがたさを感じました。

医療機関等で働く皆さんがより良い職場環境のもとでお仕事に従事していけるよう、支援させていただきますので、よろしくお願いいたします！



5・6月の活動内容

- ☑ 個別支援・相談対応 <5件>
- ☑ 支援センター運営協議会
- ☑ 医療勤務環境改善研修会

和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益財団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL: 073-488-5131 FAX: 073-424-5676

E-mail: wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問も致します